

京都教習所における講習時間不足について

2019年4月18日

このたび、当社京都教習所において、関係する法令で定められた講習時間に対して、実際の講習時間が不足していたという事実を確認し、京都労働局に報告、業務停止の行政処分を受けました。

講習時間不足の発生によって、行政処分を受けましたことを重く受け止めるとともに、お客様をはじめ関係者の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の経緯

京都教習所において、2018年11月12日の「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」実技講習において、所定の実技講習時間に満たない者1名に対し、本来すべきだった補講を行わないまま同日試験を行い、技能講習修了証を交付しておりました。

2. 京都教習所での講習時間不足に対する行政処分と補講について

(1) 京都労働局からの行政処分概要(2019年4月15日付)

京都教習所における「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」の業務について業務停止処分2カ月（2019年4月15日から2019年6月14日まで）

(2) 補講につきましては、対象者の方へ受講を促し、速やかに実施いたします。

このような事案が発生しましたことは、誠に遺憾であり、厳粛かつ重大に受け止めるとともに、今後このような事態が再び発生することのないよう、コンプライアンス体制の強化を図るとともに法令遵守を一層徹底し、信頼回復に努めてまいります。

■ お客様 お問い合わせ先

株式会社日立建機教習センタ 京都教習所

〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畠22

電話：075-957-4944

■ 報道機関 お問い合わせ先

日立建機株式会社 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部 広報グループ

〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号

電話：03-5826-8152

以 上